



令和8年度（2026年度）

和歌山市職員採用試験 受験案内(早期チャレンジ型)

和歌山市人事委員会

- 大学3年生を対象とした早期チャレンジ型を新設！！
- 採用予定日 令和10年4月1日
- 第1次試験を特別な公務員試験対策が不要なSCOAで、テストセンター方式により実施するため、全国どこからでも受験できます。

- 受付期間 7月1日（水）から8月4日（火）まで
- 第1次試験期間 9月11日（金）から9月24日（木）まで

1 試験区分・採用予定人員・職務内容

◆令和10年4月1日採用予定

試験区分		採用予定人員	主な職務内容
行政職Ⅰ種	事務職 [早期チャレンジ型]	3人	市長事務部局等で、特定の分野に限らず、幅広く様々な一般行政事務に従事します。
	土木職 [早期チャレンジ型]	2人	市長事務部局等で、主に道路、河川、都市計画等の事業の調査、設計、監督業務等の専門行政事務に従事します。
	電気職 [早期チャレンジ型]	1人	市長事務部局等で、主に電気設備工事の設計、監督業務、保守管理等の専門行政事務に従事します。
	機械職 [早期チャレンジ型]	1人	市長事務部局等で、主に機械設備工事の設計、監督業務、保守管理等の専門行政事務に従事します。

※ 申込みできる試験区分は、1つに限ります（申込み受理後の試験区分の変更はできません。）。

※ 採用予定人員は、予定であり、変更される場合があります。

※ 日本国籍を有しない方は、採用後、担当できる業務に制限があります。

※ 本受験案内において、事務職[早期チャレンジ型]・土木職[早期チャレンジ型]・電気職[早期チャレンジ型]・機械職[早期チャレンジ型]は、以下、事務職・土木職・電気職・機械職と表記します。

2 受験資格

次の（１）から（３）までの要件を満たす方。

（１）次の試験区分別受験資格に該当する方

試験区分		受験資格
行政職Ⅰ種	事務職	次の①及び②を満たす方 ① 平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に生まれた方 ② 大学3年生に在学しており、令和10年3月31日までに大学を卒業する見込みの方
	土木職	次の①から③までを満たす方 ① 平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に生まれた方 ② 大学3年生に在学しており、令和10年3月31日までに大学を卒業する見込みの方 ③ 土木に関する専門課程（準ずる課程を含む。）を令和10年3月31日までに修了する見込みの方

電気職	次の①から③までを満たす方 ① 平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に生まれた方 ② 大学3年生に在学しており、令和10年3月31日までに大学を卒業する見込みの方 ③ 電気に関する専門課程(準ずる課程を含む。)を令和10年3月31日までに修了する見込みの方
機械職	次の①から③までを満たす方 ① 平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に生まれた方 ② 大学3年生に在学しており、令和10年3月31日までに大学を卒業する見込みの方 ③ 機械に関する専門課程(準ずる課程を含む。)を令和10年3月31日までに修了する見込みの方

※ 「大学」とは、学校教育法に基づく学校をいいます。

(2) 次のいずれかに該当する方

- ア 日本国籍を有する方
- イ 出入国管理及び難民認定法に規定する永住者（令和10年3月31日までに取得見込みの方を含む。）
- ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に規定する特別永住者（令和10年3月31日までに取得見込みの方を含む。）

(3) 次のいずれにも該当しない方

- ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- イ 和歌山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

3 試験の方法・内容等

(1) 試験種目及び配点

試験区分	第1次試験種目（配点）	第2次試験種目（配点）	第3次試験種目（配点）
事務職	能力検査（100）	第1次試験結果（50） 口述試験（150） 適性検査	第2次試験結果（50） 口述試験（150） 適性検査
土木職・電気職・機械職	能力検査（100）	第1次試験結果（50） 口述試験（150） 適性検査	

※ 第2次試験では第1次試験結果を50点満点に換算し、総合得点200点満点による順位で合格者を決定します。第3次試験では第2次試験結果を50点満点に換算し、総合得点200点満点による順位で最終合格者を決定します。

※ 適性検査は、第1次試験日に全受験者に実施します。

(2) 試験内容等

試験種目	試験内容等
能力検査	基礎能力検査（SCOA）。60分・択一式で行われる試験。大学卒業程度の内容。出題分野は、言語（文章読解能力）、数理（数的能力）、論理（論理的思考能力）、常識（人文・社会、自然に関する一般知識）、英語（基礎英語）。
口述試験	個人の形式による、主として人物、性格等についての面接。 ※土木職・電気職・機械職については、専門知識についても確認します。
適性検査	性格等に関する検査。口述試験の参考資料として使用します。

※ テストセンター方式とは、試験受験期間内に全国の試験会場の中から受験者が希望する会場・日時を予約し、パソコン画面で出題・実施される試験を受験するものです。文字の大きさがパソコン画面表示上10ポイント程度による出題に対応していただく必要があります。

4 試験日・合格発表等

(1) 第1次試験

試験 区分	試験日	試験会場	実施試験 種目	合格発表時期 方法
全試験 区分	9月11日（金）～ 9月24日（木）の間で 受験者が選択する日時	47都道府県に300か所以上 設置されたテストセン ター会場のうちから 受験者が選択する会場	能力検査 適性検査	10月上旬 ①合格者にのみ文書で通知 ②市役所正面玄関に合格者 の受験番号を掲示

※ 第1次試験の会場については、次のURL (<https://cbit-s.com/testcenter/>) をご参照ください。

※ 第1次試験日に実施する適性検査は第2次試験、第3次試験の種目のものです。

(2) 第2次試験

試験 区分	試験日	実施試験 種目	合格発表時期 方法
事務職	10月20日（火）、10月21日（水）のうちの1日	口述試験	10月下旬 ①合格者にのみ文書で通知 ②市役所正面玄関に合格者の 受験番号を掲示
土木職・ 電気職・ 機械職	11月5日（木）～11月7日（土）のうちの1日	口述試験	11月下旬 ① 合格者及び繰上げ合格候 補者にのみ文書で通知 ② 市役所正面玄関に合格者 の受験番号を掲示

※ 都合により、試験日を変更する場合があります。

※ 第2次試験の会場、日時などの具体的な事項は、第1次試験合格者に通知します。なお、当人事委員会が指定した事項を変更することはできません。また、希望をお聞きすることもできません。

(3) 第3次試験

試験 区分	試験日	実施試験 種目	合格発表時期 方法
事務職	11月5日（木）～11月7日（土）、 11月11日（水）～11月14日（土）のうちの1日	口述試験	11月下旬 ① 合格者及び繰上げ合格候 補者にのみ文書で通知 ② 市役所正面玄関に合格者 の受験番号を掲示

※ 都合により、試験日を変更する場合があります。

※ 第3次試験の会場、日時などの具体的な事項は、第2次試験合格者に通知します。なお、当人事委員会が指定した事項を変更することはできません。また、希望をお聞きすることもできません。

- (4) 合格者は総合得点の高い順に決定します。ただし、それぞれの試験種目において当人事委員会が認める得点に達しない場合は、順位にかかわらず不合格となることがあります。また、同点者は同順位としますが、最終合格者の決定において、合否判定上に同点者がいる場合は、事務職については第2次試験の得点順、その他の試験区分については第1次試験の得点順に合格者を決定します。

※ 能力検査の得点は、各受験者の成績が受験者全体の成績の分布の中でどの位置にあるのかを相対的に示すように、標準偏差等を用いて算出したものです。

- (5) 和歌山市のホームページでも、合格発表の日から一定期間、合格者の受験番号を掲示しますが、必ず合格通知や合格発表掲示で確認してください。合否に関する電話による問合せには応じられません。

5 繰上げ合格制度

正式合格者が採用を辞退した場合などに備え繰上げ合格候補者をあらかじめ決定しておき、辞退等があった場合にその中から成績順に採用する制度を実施しています。

- (1) 正式合格者数は採用予定人員と同数とし、正式合格者の次位以下の方の中から成績順に、繰上げ合格候補者として採用候補者名簿に登載します。
- (2) 繰上げ合格候補者の数は、2人程度の予定です。ただし、当人事委員会が認める得点に達しない場合は、それ以下の人数となります。
- (3) 次の場合に限り、繰上げ合格候補者の中から成績順に採用されます。
 - ア 正式合格者が採用を辞退した場合
 - イ 正式合格者が受験資格を満たさないことが明らかとなった等により採用できない場合
 - ウ 正式合格者が特定性犯罪事実該当者であることが判明し採用できない場合
- (4) 繰上げ合格候補者の受験番号は最終合格発表掲示には掲載しませんが、繰上げ合格候補者となった方には、その旨及び採用候補者名簿登載順位を文書で通知します。
- (5) 業務増や急な退職による欠員が生じた等の事情により同じ試験区分の採用試験が新たに実施されることが考えられますが、この試験結果による繰上げ合格候補者は、新たに試験が実施された場合であっても優先的に正式合格となることはありません。
- (6) 採用予定日に採用予定人員どおりに採用された場合は、繰上げ合格候補者として採用候補者名簿に登載された方が残っていても、同日をもってその名簿は失効し、採用されることはありません。
- (7) 繰上げ合格候補者が採用された場合は、採用されなかった正式合格者の受験番号及び採用された繰上げ合格候補者の受験番号を和歌山市役所正面玄関に掲示します。

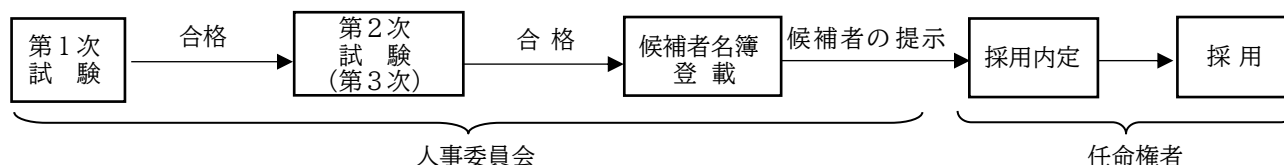
6 試験結果の情報提供

この試験の結果については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項第1号の規定により、情報提供を受けることができます。希望する場合は、受験者本人が受験票を持参の上、提供場所（和歌山市人事委員会事務局（和歌山市七番丁17番地））に直接お越しく下さい。なお、電話、郵便等による提供はできません。

	提供を求めることができる方	提供内容	提供期間
第1次試験	第1次試験の不合格者 (本人に限る。)	第1次試験の種目別得点及び総合 得点並びに総合得点に基づく順位	合格発表後、1か月間 日曜日、土曜日及び休 日を除く午前8時30 分から午後5時15分 まで
第2次試験 (事務職以外 の区分)	第2次試験の受験者 (本人に限る。)	第1次試験、第2次試験それぞれの 種目別得点及び総合得点並びに 総合得点に基づく順位	
第2次試験 (事務職)	第2次試験の不合格者 (本人に限る。)		
第3次試験 (事務職)	第3次試験の受験者 (本人に限る。)	第1次試験から第3次試験までの それぞれの種目別得点及び総合得 点並びに総合得点に基づく順位	

7 合格から採用まで

- (1) 正式合格者及び繰上げ合格候補者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に得点順に登載され、任命権者が採用候補者名簿の中から成績順に採用者を決定します。
- (2) 最終合格後に受験資格を満たさないことが明らかになった場合は、採用候補者名簿に登載されていても、採用されません。
- (3) 令和8年12月25日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、児童等と接する業務の従事者については、特定性犯罪の前科の有無の確認が必要となります。特定性犯罪事実該当者（こども性暴力防止法第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者をいう。以下同じ。）の場合は、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用までの間に、特定性犯罪事実該当者であるか否かの確認を行います。なお、当該確認等の結果、特定性犯罪事実該当者であることが判明した場合は、採用されない又は当該業務に従事することができません。



8 受験申込み

インターネット（電子申込）により申し込んでください。

申込みできる試験区分は、1つに限ります。申込み受理後の試験区分の変更はできません。

※ 提供された個人情報とは、採用試験及び採用に関する事務以外の目的には使用しません。

申込方法	下記URL又はQRコードから申し込んでください。 https://logoform.jp/f/bpcX9	
申込期間	7月1日（水）から8月4日（火）まで	
入力事項 ※事前に内容を準備して入力画面に進んでください。	・試験区分 ・氏名、住所（現住所・通知先住所）、電話番号、メールアドレス、生年月日 ・顔写真（jpgファイル） （証明写真と同等の鮮明な画質で無加工の写真（直近6か月以内に撮影したもので上半身・正面向のもの）を準備してください。スマートフォン等で撮影したものを使用する場合は、縦4：横3程度のサイズで背景は無地としてください。） ※行政職Ⅰ種（土木職・電気職・機械職）の試験区分を受験申込みする方 ・専門課程に係る学校名等	
受験票の発行	受験票については、後日電子メールで連絡しますので、各自ダウンロード・印刷し、第1次試験当日に持参してください。 ※ 8月24日（月）を過ぎてもメールが届かないときは、至急、当人事委員会事務局へ連絡してください。	

- ※ 申込みには、メールアドレスが必要になります。すでにメールアドレスを持っている場合は新たにメールアドレスを取得する必要はありません。
- ※ 申込期間内に申込データを受信完了したものに限り受け付けます。システムがメンテナンス等により運用停止、休止等となる場合もありますので、お早めに申込みをしてください。
- ※ 申込データを送信後、登録したメールアドレスに申込完了のメールが送信されます。申込完了メールが送信されない場合は申込みができていないので、ご注意ください。
- ※ 「city.wakayama.lg.jp」「logoform.st-japan.asp.lgwan.jp」のドメインから送付される電子メールを受信できるようにしてください。
- ※ 使用されるパソコンや通信回線の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

9 第1次試験予約方法

- (1) 申込受付期間の締切後、受験申込書に記載されたメールアドレスへ当人事務委員会事務局（renraku@cbt-s.com）から受験の案内メールを送信します。
- (2) 案内メールに記載されたURLから予約サイトにログインし、第1次試験の試験会場、受験日時の選択等を行い、予約を完了してください。予約サイトにログインするためのログインIDとパスワードについても、案内メールに記載し送信します。なお、ログインIDとパスワードの再発行は行っておりませんので、大切に管理してください。
 - ※ 一度行った受験予約は、受験日の前日の午後2時まで変更することができますが、それ以降の変更はできません。また、予約した受験日に受験できない場合は欠席となり、それ以降の受験の再予約はできませんのでご注意ください。
 - ※ プロバイダによっては、メールが迷惑メールフォルダに分類される等により届かない場合があります。その場合は、該当するフォルダを確認するか、プロバイダに問い合わせてください。使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。
- (3) 受験予約完了後、業務委託業者（help@cbt-s.com）から受験予約完了のメールが配信されますので、予約内容をご確認ください。受験予約や試験の実施について不明な点がある場合は業務委託業者へ問い合わせてください。

10 第1次試験申込後の提出書類について

(1) 提出書類

ア 履歴書

申込みされた方全員に提出していただきます。受験票送付時に様式を送りますので、各自プリントアウトし、添付の説明書をよく読み、手書きで記入のうえ、提出してください。

イ 専門性確認シート（土木職・電気職・機械職を受験する方のみ）

行政職Ⅰ種（土木職・電気職・機械職）に申込みされた方全員に提出していただきます。受験票送付時に様式を送りますので、各自プリントアウトし、手書きで記入のうえ、提出してください。

ウ 在学証明書

第1次試験に合格された方に提出していただきます。大学3年生に在学していることを確認するため、在学証明書を提出してください。

※ この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。

(2) 提出期限

履歴書・専門性確認シート 令和8年9月25日（金）午後1時必着

第1次試験を受験される方は、必ず期限までに上記ア・イのうち該当する試験区分に必要な書類を提出してください。提出がない場合は、第1次試験を受験されていても第2次試験に進むことはできません。

在学証明書 令和8年10月19日（月）午後1時必着

(3) 提出方法

ア 郵送の場合 〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 和歌山市人事委員会事務局宛て

※ 簡易書留で提出してください。

イ 持参の場合 和歌山市人事委員会事務局（和歌山市七番丁17番地 朝日ビルディング2階）

※ 郵送先と異なります。必ず送付される地図を参照してください。

11 試験に関する問合せ

和歌山市人事委員会事務局（日曜日、土曜日及び休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）
TEL 073-435-1371（直通）、073-432-0001（代表）内線 3755・3756
メール jinji-c@city.wakayama.lg.jp

任命権者からのお知らせ

和歌山市は、移住・定住の取組を進めており、市内に居住している方、または、居住予定の方を求めています。

受験申込みにあたっては、試験区分を間違えないように注意してください。

●給与等

- 1 令和8年4月1日現在の初任給は、地域手当を含め、次のとおりです。

試験区分	初任給
行政職Ⅰ種	約241,200円

- 2 上記のほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの要件に応じて支給されます。
- 3 採用された方は、和歌山県市町村職員共済組合等に参加することになります。

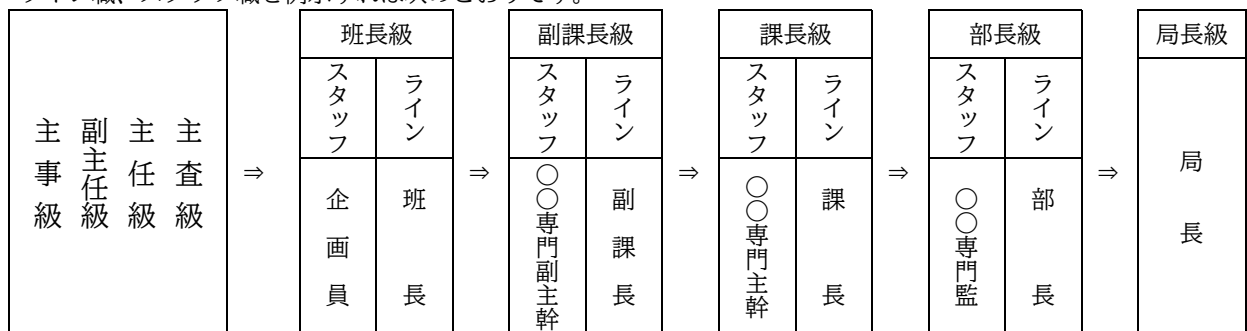
●日本国籍を有しない職員の担当業務等

「公権力の行使又は公の意思の形成に参画する公務員については日本国籍を有する」という公務員の基本原則に基づき、日本国籍を有しない職員は担当できる業務等について次のような制限があります。

- 1 公権力の行使に該当する業務は担当できません。公権力の行使に該当する業務とは、次のとおりです。
- (1) 市民の権利や自由を一方的に制限する内容を含む業務
 - (2) 市民に義務や負担を一方的に課す内容を含む業務
 - (3) 市民に対して、強制力をもって執行する内容を含む業務
- 2 公の意思形成への参画に該当する職に就くことはできません。

公の意思形成への参画に該当する職とは、和歌山市の行政について企画、立案、決定等に関与する職で、基本計画の策定、予算編成、組織、人事、労務管理等に係る職及び専決権限を有する職が該当します。ただし、スタッフ職に就くことにより部長級までの昇任が可能です。

ライン職、スタッフ職を例示すれば次のとおりです。



●問合せ先

この「任命権者からのお知らせ」に関する事項は、次へ問い合わせてください。

和歌山市総務局総務部人事課 (直通) 073-435-1019